

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

佐倉市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

千葉県佐倉市

3 地域再生計画の区域

千葉県佐倉市の全域

4 地域再生計画の目標

- 本市の人口は、2011年の178,276人をピークに減少しており、175,045人（2019年12月31日現在の住民基本台帳人口）まで落ち込んでいます。また、本市の人口推計では、佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく人口減少を抑制する施策を実施しない場合、2040年には2019年比で総人口が約80%（138,998人）となる見込みです。
- 本市の年齢階層別の人口の構成比をみると、2019年の年少人口比率は11.4%、老年人口比率は31.1%であり、少子高齢化が進行しています。
- 本市の人口の減少は、出生数の減少（自然減）や、大学進学や就職などを契機として20代の若者が都内に流出（社会減）したことなどが原因と考えられます。2018年12月末時点では、667人の自然減、209人の社会増（ただし、20～29歳については286人の社会減）となっています。
- 本市では人口減少や少子高齢化がこのまま進むと、生産年齢人口の減少による市税収入の減少や地域コミュニティの衰退といった課題が生じる恐れがあります。
- これらの課題に対応するため、市民の結婚・出産・子育ての希望を叶えるとともに、高齢者の健康施策の充実を図り自然増につなげます。また、移住・定住を促進するとともに、安定した雇用の創出や魅力ある子育て施策、地域コミュニティの活性化等を通じて、社会減に歯止めをかけます。
- 課題の解決に向け、次の項目を本計画における基本目標として掲げます。

- ・基本目標1 産業経済の活性化を図り、佐倉に安定した「しごと」をつくりま
す
- ・基本目標2 佐倉の魅力を発信し、「ひと」の流れを定住につなげます
- ・基本目標3 市民の結婚・出産・子育ての希望を叶えます
- ・基本目標4 安心して笑顔で暮らし続けられる「まち」をつくりま
す

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与 する地方版 総合戦略の 基本目標
ア	市内法人数	3,377法人	3,640法人	基本目標1
	認定農業者件数	112件	142件	
イ	観光入込客数（イベントを含 む）	年間 211.2万人	年間 224.2万人	基本目標2
	転入超過数（0～19歳）	254人	369人	
	転入超過数（20～39歳）	▲411人	▲157人	
	転入超過数（40～49歳）	109人	157人	
ウ	合計特殊出生率	1.21	1.46	基本目標3
	子育て支援サービスについ て「満足」、「やや満足」と 回答した市民の割合	46.9%	50.0%	
エ	健康寿命（65歳における平均 自立期間）	男性 18.36年 女性 20.80年	延伸 （男性 18.36年以上） （女性 20.80年以上）	基本目標4

	佐倉市を住みやすいと感じる市民の割合	74.9%	80.0%	
--	--------------------	-------	-------	--

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

佐倉市まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア 産業経済の活性化を図り、佐倉に安定した「しごと」をつくる事業
- イ 佐倉の魅力を発信し、「ひと」の流れを定住につなげる事業
- ウ 市民の結婚・出産・子育ての希望を叶える事業
- エ 安心して笑顔で暮らし続けられる「まち」をつくる事業

② 事業の内容

- ア 産業経済の活性化を図り、佐倉に安定した「しごと」をつくる事業

定住人口の維持・増加のためには、産業経済の活性化を図るとともに、安定した就労の場を確保することが重要です。このため、多様な業種の新規企業誘致及び既存企業の再投資を推進するとともに、女性、高齢者、障害者及び外国人等の就労・定着促進、創業希望者への支援を実施します。また、農業の競争力を高めるため、農家の生産性向上を支援します。

【具体的な事業】

- 市内企業の雇用拡大支援事業
- 多様な人材と市内企業とのマッチング支援事業
- 既存企業の事業拡大・施設拡充支援事業
- 事業継承の促進支援に関する事業
- 農業の経営基盤強化のための農地の集積・集約化に取り組む担い手農業者への支援に関する事業

- AI・ロボットを活用したスマート農業等生産体制強化に取り組む担い手農業者への支援に関する事業 等

イ 佐倉の魅力を発信し、「ひと」の流れを定住につなげる事業

佐倉市への移住・定住を促進するためには、交流人口を増加し、それを定住人口の維持・増加につなげることが重要です。このため、城下町地区や印旛沼周辺等の地域資源を活用した観光施設の整備や、観光イベントの開催を行うとともに、こうした市の魅力を市内外に積極的に発信します。また、佐倉市に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出につながる各種施策の検討を進めます。

定住人口の維持・増加のためには、就職、結婚、出産・子育て期等における転入促進及び転出抑制を図ることが重要です。このため、市民のニーズに応じた各種住宅施策を実施するとともに、市内外に積極的に情報を発信します。

【具体的な事業】

- 定住・交流人口の維持・増加を目的とした市の魅力発掘・知名度向上に係るシティプロモーション推進事業
- ふるさと納税をきっかけとした関係人口創出に関する事業
- 定住促進を目的とした住宅補助事業
- 空き家のルームシェア、シェアオフィス（職住育近接）等への活用支援に関する事業
- 城下町地区や印旛沼周辺等の観光資源を活用したイベントの開催
- 古民家（旧平井家、旧今井家等）の活用に関する事業
- 旧堀田邸・武家屋敷・佐倉順天堂記念館等文化財施設を活用した観光イベントの開催
- 歴史文化体験プログラムの実施に関する事業 等

ウ 市民の結婚・出産・子育ての希望を叶える事業

定住人口の維持・増加のためには、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することが重要です。このため、結婚・出産・子育てに関する市民の希望を叶えるための各種施策を実施します。また、小学校・中学校の学習内容の充実を図り、質の高い教育を提供します。

【具体的な事業】

- 婚活イベントの開催
- 育児に不安を抱える妊産婦への産後ケア事業
- 子ども食堂等、地域の子どもの居場所づくり推進事業
- 民間保育園等への整備支援に関する事業
- 幼稚園の2歳児預かり事業の拡充
- ICT教育の充実に関する事業
- キャリア教育・校外学習等の多様な体験学習の提供に関する事業
- 悩みを抱える子どもたちの相談体制の充実に関する事業
- 適応指導教室等による学校以外の居場所の提供に関する事業 等

エ 安心して笑顔で暮らし続けられる「まち」をつくる事業

定住人口の維持・増加のためには、将来にわたって安心して暮らすことができるまちづくりの取組が重要です。このため、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる体制の整備や、市民の健康増進、市民活動の充実を図るための各種施策を実施します。また、持続可能な公共交通網を構築するとともに、防災・減災対策、自然環境の保全等の各種施策を実施します。

【具体的な事業】

- 在宅で生活している高齢者及び家族への支援に関する事業
- 高齢者クラブ・シルバー人材センターへの活動支援事業
- 栄養・運動・口腔ケア等の介護予防知識の普及啓発事業
- 認知症サポーターの養成事業
- 健康づくりに向けた普及啓発事業
- がん教育を含めた健康教育事業
- 地域共生社会に係る包括支援体制に関する事業
- 自治会・市民公益活動団体・教育機関・企業・ボランティア・行政等の地域における多様な主体の連携に関する事業
- 公共交通機関を補完する移動手段・技術・仕組み（グリーンスローモビリティ、超小型モビリティ、自動運転、MaaS等）の導入の研究・検討に関する事業

- 防災・減災に関する情報発信の多様化に関する事業
- 自主防災組織の設立支援・活動支援に関する事業
- 市民や市民団体、農業従事者等との協働による谷津や里山の保全に関する事業
- SDGs を踏まえた市民協働による環境活動・環境学習の推進事業
- 多言語による情報提供を通じた外国人就労・生活支援の充実に関する事業
- 外国人材の活躍に向けた住民交流等に関する事業
- 良好な景観づくりに取り組む市民・団体等への技術的支援事業 等

※ なお、詳細は第2期佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

20,000 千円（2020 年度～2024 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年6月、3月末時点のKPI達成状況等を内容とする事業評価シートを作成し、本シート等に基づき、産官学金労言士等の有識者や市民公募委員で構成する「佐倉市行政評価懇話会」において、事業（Plan、Do）の効果を検証（Check）し、結果報告を取りまとめ、改善（Action）を図る（PDCAサイクル）を確立します。検証後速やかに本市ホームページで公表します。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで